



- 7月28日(水)・・・会員卓話「垂水敏雄君」
- 8月4日(水)・・・ガバナー公式訪問「夜間例会」
- 8月11日(水)・・・特別休会

佐土原ロータリー月間テーマ

【会員増強・拡大月間】

第1123回の記録 平成22年7月14日

本日のプログラム

1. 点鐘
2. ロータリーソング
「奉仕の理想」
3. 四つのテスト
4. 会長の時間
5. ハッピーBOX披露「会長より」
6. 幹事報告
7. 出席報告
8. 委員会報告
9. 会員卓話
10. 点鐘
11. クラブ協議会
プログラムに則り

会長：藤堂 孝一
副会長：日高 邦孝
幹事：村上 實
報委員：林 厚雄
会計：郡司 武俊
事務局：吉野由里子
宮崎市佐土原町下田島
11703-18
TEL：0985-62-7833
FAX：0985-62-7877
例会日：毎週水曜日
例会場：佐土原商工会 2F
TEL：0985-73-2567

会長の時間

＜藤堂 孝一 会長＞

皆さんこんにちは、今日は第1123回の例会です。最初にビジターの紹介をいたします。

11日参議院の選挙があり比例区は見事に民主党の惨敗でした。全国区は相当の票を集めたようですが、一連のごとくに国民がお灸を据えた結果かなと思えました。特に宮崎の松下新平議員の当確の早さは全国放送の中でトップでした、口蹄疫の対応のまささがそのまま表れたものと思います。

8月4日のガバナー公式訪問が近づいておりますがクラブフォーラムの内容を協議しなくてはなりません、ガバナーの要望として次のような要領で実施したい旨案内が来ております。

1. 多くの会員の参加を求めます、入会3年目の会員は必ず
2. 率直に話せるよう配慮
3. 会長が司会をして進行する、クラブの抱えている問題点、今後の計画を取り上げる。
4. 入会3年目の会員にロータリーに対する認識が入会後どのように変わったか、話してもらう。

次にガバナー補佐が見えるのが21日(水)来週です、クラブ協議会を開催します。協議会とは、クラブのプログラムと、活動について協議するために開かれるクラブ役員理事、委員会委員長の会合であるが、クラブの他の会員も出席を要請される。年4回から6回開くことが推奨されています。ガバナー公式訪問報告書にそって進行すればいいのかなと考えます。

今一番の課題と言えば、会員増強です。現在24名の会員ですが最低でも30名迄に純増を目標にしたいと考えます。それと入会してすぐに辞めていく人の多いのが現実です、3年未満で退会する人を防止するために何をすればいいのか皆さんで対応策を検討しなければならないかと考えます。

退会者防止策

1. 会員としてのメリットがあったことなどの体験談を卓話として紹介してはどうか
2. 過去の出来事 たとえば関東大震災時の世界からの義援金
3. 口蹄疫の義援金 新潟の長岡東RCからの義援金
4. 友情が深まった体験談など



幹事報告

＜村上 實君＞



- ※例会変更届け～無し
- ※ガバナー事務所～地区協議会報告書送付のご案内
宮崎ロータリークラブ～9クラブ会長幹事会のご案内～
日時 22年8月19日(木) 18:30
場所 「ベルエポックカフェ」山形屋1F
会費 5,000円(会議費懇親会費込み)
- ※西都ロータリークラブ～
2009～2010年度会長・幹事会OB会のご案内～
日時 22年8月20日(金) 19:00～
場所 ウェディングパレス敷島
会費 5,000(当日徴収いたします)
- ※国際ロータリー日本事務局～2010年7月国際ロータリー半期報告書

委員会報告

○ロータリー財団委員長
柳田光寛君
米山ハイライトの紹介



○クラブ広報委員長 林 厚雄君
先週、体験入会で出席頂きました大久保さんが8月より正式に入会して頂くことになりました。彼女は「人生勉強の意味でもロータリークラブに入会してみたい」と前向きな考えを持っているようです。



○会計 郡司武俊君
「口蹄疫義援金BOX」報告～



直前会長・幹事・会計
感謝状贈呈



柳田光寛前会長
荒武義博前幹事
日高邦孝前会計
1年間のご尽力
に感謝いたします。



挨拶する柳田さん

1年間無欠席表彰

出席報告 < 宮原建樹 君 >



郡司 武俊君

～3分間スピーチ～



岩切正司君



村岡博君



宮内文功君



荒武義博君

ハッピーBOX披露

※加藤由紀子君～
お祝いありがとうございます。経験豊かな先輩方のご指導のもと良い変化が現れるような1年にしたいと思います。
「ニコニコへ」

四つのテスト

「言行はこれに照らしてから」

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

出席状況 第1119回
平成22年6月16日(水)

会 員 数	25名
(免除会員)	2名
出 席 者 数	20名
欠 席 者 数	5名
出 席 率	89.0%
メークアップ	1名
修正出席率	91.0%

MEMO

例会中は携帯電話の電源を切るか
マナーモードにしてください・・・

～クラブ定款 第9条掲載 (出席)～

＜藤堂 孝一 会長＞



第9条 出席

第1節ー

一般規定。各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に

- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または
- (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同体、ロータリー親睦活動、あるいは仮ロータリーアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同体、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
- (3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元並びに現役員のためのロータリー研究会、R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、R I 理事会またはR I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R I の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、R I 理事会の下に開催された地区委員会、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に邸例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または、理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務付けられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14会場にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。

このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会の時に、

- (1) 本節(a)項の(3)に掲げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) R I の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節ー

転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと勤務先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節ー

出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節ー

R I 役員欠席。会員が現役のR I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節ー

出席の記録。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。